規制改革集中受付月間／全国規模での規制改革要望に対する回答への再検討要請・再回答（様式１）

（回答欄）								（再検討要請欄）	（再回答欄）			（要望事項欄）							
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	各省庁回答に対する再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項（事項名）	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁 等
z2200010	下請法の適用会社の見直し	下請代金支払遅延等防止法2条	下請代金支払遅延等防止法は，一定の資本金額を超える事業者が一定の資本金額以下の事業者に対して製造委託等を行う場合に，これを下請取引であるとして規制の対象としている（第2条）	C	Ⅰ	下請法の対象となる取引は日常的に行われるものであり，また，書面交付など特別の義務が課されることになることから，親事業者は取引先が下請事業者に該当するかを常に把握しておく必要があり，事業者に過度の負担を負わせないために，事業者が下請法の適用の有無を容易に判断できるようにすることが必要である。また，下請法は下請事業者の利益を図るため，迅速に違反行為を処理することが求められており，法運用の面からも，親事業者と下請事業者の範囲を画する基準は分かりやすく，安定的であることが求められる。売上高や従業員数といった指標を利用して親事業者と下請事業者を画することは理論的には考えられるが，これらの数字は刻々に変化するものであり，事業者が自らの取引先が下請事業者に該当するか否かを判断する上でも，迅速な法運用を行う上でも安定的であるとは言えない。 （以下「その他」欄に続く）	（「措置の概要」欄より続く） なお，2000年改正によって資本金区分を１億円から３億円に引上げたのは，平均資本金額の増大に伴って中小企業基本法が改正されたことを受けて行ったものであり，小規模事業者以外の事業者を下請事業者として対象とすることを意図したものではない。新たに法改正によって対象となるサービス分野における委託取引についても，上記の事情は同様であると考えられ，サービス分野の下請取引を含め，引き続き，資本金基準（サービス分野においては原則として中小企業基本法上の定義に基づき5,000万円）を用いることが適当であると考えている。	回答は、法運用の面から、親事業者と下請事業者の範囲を画する基準は分かりやすく、安定的である必要があり、売上高や従業員数といった指標は安定的であるとは言えないとの観点から対応不可とされているが、 ①要望内容は、資本金額を基準とする現状は、下請事業者を一律に保護下に置くという過度なものであり、国際競争力を殺いでいると指摘されることから、新たな指標を導入して保護対象を定めることを求めている。中小企業基本法の法体系との関連を配慮するにせよ、親事業者と下請事業者の範囲を区分する方策を改めて検討され、示されたい。 ②上記①を踏まえた実施時期について、その時期となる理由も含め具体的に示されたい。	C	Ⅰ	下請法は最低限守られるべき取引の基本ルールを定めているものであり，親事業者，下請事業者の双方にとっての規制の安定性，明確性の観点から一律の基準によって下請事業者の範囲を定めているが，過度な保護を下請事業者に与えているものではない。また，中小下請事業者の取引条件を公正なものとすることの必要性は多方面から指摘されているところであり，下請事業者の範囲を限定する方向で現在の区分のあり方について検討を行うことは適当ではない。	5102	5102660	(社)日本経済団体連合会	66	下請法の適用会社の見直し	[redacted]	下請法の適用会社は、資本金額が1億円以下の事業者から3億円以下の事業者に引上げられ、適用範囲が拡大された（2000年改正）。また、今回会における下請法の改正により、役務取引等を新たに対象とすることとなり、適用範囲はさらに拡大されることとなった。 下請法の適用基準について、「資本金額」という画一的、形式的な基準のみによって規定するのではなく、売上高や従業員数など企業規模を実質的に反映し得る指標も勘案した上で保護の対象を定め、適用会社の適正化を図るべきである。その際、極力、小規模会社に限定した適用を行うべきである。	公正取引委員会
z2200020	大規模会社の事業報告書の廃止	①私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第９条第５項②私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律施行令第９条③私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第９条から第１６条までの規定による認可の申請，報告並びに届出等に関する規則第１条の２，第１条の３及び第１条の４	独占禁止法第９条第１項及び第２項は，他の国内の会社の株式を所有することにより事業支配力が過度に集中することとなる会社の設立・転化を禁止しており，当該会社及び子会社の総資産合計額が，①持株会社については６０００億円，②銀行業，保険業又は証券業を営む会社(持株会社を除く。）については８兆円，③一般事業会社（①及び②以外の会社）については２兆円を超える場合には，①毎事業年度終了後３か月以内に当該会社及び子会社の事業報告書を提出すること（同条第５項），②当該会社の新設について設立後３０日以内に届け出ること（同条第６項）が義務付けられている。	b	Ⅰ，Ⅱ，Ⅲ	規制改革推進３か年計画(再改定）において，平成１６年度中に一般集中規制の施行状況のフォローアップを行い，一般集中規制については将来的には廃止することが適切であるとの指摘，事業支配力が過度に集中することにより競争が阻害されることのないよう十分配慮すべきであるとの指摘があることも踏まえつつ，評価・検討することとされており，その一環として検討することとしている。	回答では、要望事項を検討するとしているが、 ①法改正等を含めた実施時期を明確にし、その時期となる理由も含め具体的に示されたい。	b	Ⅰ，Ⅱ，Ⅲ	規制改革推進３か年計画（再改定）において決定されたとおり，平成16年度中に一般集中規制の施行状況のフォローアップを行い，引き続き，評価・検討を行う予定である。評価・検討は施行状況のフォローアップを踏まえて行うこととなるため，現時点では評価・検討の結果は未定。	5102	5102670	(社)日本経済団体連合会	67	大規模会社の事業報告書の廃止	[redacted]	昨年独禁法が改正され、一定以上の規模を有する会社（大規模会社）に対する一定額以上の株式保有制限（9条の２）が廃止される一方、会社およびその子会社の総資産の合計額が報告基準額 ①持株会社は6,000億円、②金融会社は8兆円、③一般事業会社は2兆円）を超える会社は、毎年度ごとに自社およびその子会社の事業報告書の提出義務が課せらることとなった。 事業報告書の提出は直ちに廃止すべきである。少なくとも、報告書の記載事項は、既存の報告書類（有価証券報告書等）の記載で足りる内容となるよう、必要最小限度に改め、企業の事務負担を軽減すべきである。	公正取引委員会
z2200030	官公庁の入札制度、契約制度の改善		調達関係の各種様式や入札業務の諸手続きに関しては，管理官庁である内閣府の定める様式・手続方法に従って行っている。 今後，内閣府が電子入札システムを導入するのであれば，それに従って電子入札システムを導入する予定である。					[redacted]	[redacted]			5008	5008400	オリックス㈱	40	官公庁の入札制度、契約制度の改善	[redacted]	統一基本様式を定め、団体や法人の特殊要因により様式をオプションで付加する方式に改善すべき。また、昨今のＩＴ社会化に対応し、申請業務をＩＴと紙の選択制とすべき。	全省庁
												5034	5034380	(社)リース事業協会	38	官公庁・地方自治体の入札制度、契約制度の改善		・官公庁の入札制度において、参加資格審査申請や入札業務などの諸手続きは官公庁によって異なっている。このため、申請内容の多くの項目が重複しているものの、申請様式はそれぞれ異なっている。・また、申請は紙でのみ行なわれている。・統一基本様式を定め、団体や法人の特殊要因により様式をオプションで付加する方式に改善すべき。・また、昨今のＩＴ社会化に対応し、申請業務をＩＴと紙の選択制とすべき。	全省庁